



2019年5月10日

各 位

上場会社名           ホーチキ株式会社  
代表者                代表取締役取締役社長 山形 明夫  
                          (コード: 6745 東証第一部)  
問合せ先責任者   取締役管理本部長       天野 潔  
                          (TEL.     03-3444-4111)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月26日開催予定の第123回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社は、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能の分離を志向し、業務執行の機動性を高め、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できるようにするため、執行役員制度を導入しております。

このたび、コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化に向け、業務執行責任の明確化を図るため、従来の雇用型執行役員制度から委任型執行役員制度に変更し、これに伴い、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役の役付取締役を廃止いたします。

つきましては、役付取締役に関する文言を一部削除する等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日   2019年6月26日(水)

定款変更の効力発生日               2019年6月26日(水)

以 上

[別紙]

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者および議長) 第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって取締役社長</u>が招集し、議長となる。ただし、<u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が当る。</p> <p>第 14 条～第 21 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (<u>役付取締役および代表取締役</u>)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p><u>② 取締役社長は、当会社を代表する。</u> <u>必要があるときは、取締役会はその決議をもって、ほかに会社を代表すべき取締役を選定することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。ただし、<u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第 24 条～第 45 条 (条文省略)</p>	<p>(招集権者および議長) 第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。ただし、<u>代表取締役が複数の場合または代表取締役に事故あるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が当る。</p> <p>第 14 条～第 21 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役、<u>執行役員</u>および取締役会 (<u>代表取締役および会長</u>)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって、<u>代表取締役 1 名または複数名を選定し、また必要に応じ、取締役の中から会長 1 名を選定することができる。</u></p> <p>(<u>執行役員</u>)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会は、その決議によって、執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p><u>② 取締役会は、その決議によって、社長執行役員 1 名を選定し、また必要に応じ、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員その他の役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p><u>③ 社長執行役員は、当会社を代表する。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。ただし、<u>代表取締役が複数の場合または代表取締役に事故あるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第 25 条～第 46 条 (現行どおり)</p>

以上